

# 休学・復学・退学等の手続に関する規程

2023年4月1日改定

## (目的)

第1条 この規程は大和大学学則第39条、第40条、第44条、第45条及び第23条に基づき、休学、退学、除籍及び再入学等に関する手続について必要な事項を定めるものとする。

## (休学)

第2条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は休学することができる。休学を希望する場合は「休学願」を、学部長を通じて学長に提出し、許可を得なければならない。健康上の理由による休学の場合は、医師の診断書が必要となる。

2 休学期間及び休学中の学生納付金については、次のとおりとする。なお、休学できる期間は、1年を超えることはできない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り期間を延長することができるが、休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

〔休学期間および休学中の学生納付金〕

休学期間	休学願提出期限	休学中の学生納付金
1年間（4月1日～3月31日）	4月30日	前期・後期在籍料を分納
前期（4月1日～前期終了日）	4月30日	前期在籍料（100,000円）
後期（後期始業日～3月31日）	10月31日	後期在籍料（100,000円）

※休学期間中は学生納付金は免除されるが、休学に必要な在籍料を納入しなければならない。

## (復学)

第3条 休学を許可されていた者が復学を希望するときは「復学願」を、学部長を通じて学長に提出し、許可を得る必要がある。健康上の理由により休学していたときは、復学が可能であることを証明する診断書をあわせて提出すること。

2 復学を希望する学期とその手続期間については、次のとおりとする。なお、学期途中の復学は原則として認めない。

復学を希望する学期	手続期間
前期	2月1日～2月末日
後期	8月1日～8月31日

## (退学)

第4条 疾病等のやむを得ない理由により退学を希望する場合は、以下の手続による。

- (1) 「退学願」（保護者連署）に必要な事項を記入の上、学部長を通じて、学長に提出する。
- (2) 疾病等の健康上の理由による場合は、医師の診断書を添付する。
- (3) 学生証を「退学願」に添えて学部長を通じて、学長に提出する。
- (4) 退学する学期分の所定の学生納付金を納入する。
- (5) 奨学金受給者は、日本学生支援機構が定める手続をする。

## (除籍)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、大学協議会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 所定の納入期日までに学生納付金を納入しない場合
  - (2) 在学期間が8年を超える場合
  - (3) 所在不明の期間が1年を超える場合
  - (4) 休学期間が通算して4年を超えてなお、復学または退学しない場合
  - (5) 休学期間終了までに復学、休学延長、退学のいずれの手続きもとらなかった場合
  - (6) 留学期間終了までに帰国、休学、退学のいずれの手続きもとらなかった場合
  - (7) 正当な理由なく所定の手続きを怠り、修学意志がない場合
  - (8) 死亡した場合
- 2 除籍された場合は直ちに学生証を返還しなければならない。
- 3 除籍の基準となる学生納付金納入期日および判定期日は次のとおりとする。

事由	除籍判定期日	除籍の基準となる学生納付金納入期日(除籍日)
前期学生納付金未納者	当該年度末日	前年度3月31日付 ※ただし学生納付金分納者は、前回の納入日付
後期学生納付金未納者	翌年度前期末日	前期末日付 ※ただし学生納付金分納者は、前回の納入日付
未納学納金のある退学願提出者	退学願が提出された学期末日	学生納付金が納付済みの学期末日
休学に伴う在籍料未納者	休学期間末日	休学期間を含む当該学期の前学期末日
上記理由(2)、(3)、(4)、(5)、(6)	事由が確定した日	事由が該当する学期の満了日付(学期末日)
上記理由(7)	事由が確定した日	事由が該当する学期の前学期末日付
上記理由(8)	事由が確定した日	事由が確定した日付(本人死亡日)

- 4 学生納付金の未納により除籍となった者は、復籍期限までに滞納学生納付金および復籍手数料を納入しない限り、その学期に履修した科目の単位は認定されない。
- 5 学生納付金滞納者に対する督促と除籍の決定に関する手続きについては別に定める。
- 6 留学生の除籍日は除籍判定期日とする。
- 7 除籍日以降の学生納付金は徴収しない。

#### (復籍)

第6条 除籍となった場合は、除籍日から1年以内に限り、復籍を願い出ることができる。

2 除籍となった者が復籍しようとする場合は、除籍の日から1年以内に「復籍願」を保護者連署のうえ、学部長を通じて学長に提出する。願出に際しては復籍手数料として10,000円を支払うこと。(支払いは銀行振り込みによる。振込先等は事務局で確認する。)

3 復籍を希望する学期とその手続期間については、次のとおりとする。

復籍を希望する学期	手続期間
前期	2月1日～2月末日
後期	8月1日～8月31日

- 4 復籍を願い出た者は、大学協議会の議を経て学長が許可する。
- 5 復籍を許可された者は、所定の日までに入学金以外の学生納付金を納入しなければならない。所定の

日までに学生納付金を納入しない場合は、復籍を取り消す。

6 前2項の規定による復籍の時期は、許可を得た日以降における最初の学期の始めとする。

7 前3項の規定により復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

#### (再入学)

第7条 以下のいずれかに該当する者が、離籍の日から3年以内に同一学部学科に再入学を希望する場合、許可することがある。

(1) 退学した者

(2) 除籍となった者（除籍事由が第5条の(2)および(4)に該当する者は除く。）

(3) 「復籍願」の提出期間内に復籍の手続きをしなかった者

2 再入学を希望する者は「再入学願」を保護者連署のうえ、「再入学志願票」、「健康診断書」とともに該当学部の学部長に提出すること。再入学手数料として35,000円が必要となる。（支払いは銀行振込みによる。振込先等は事務局で確認する。）

3 再入学を希望する学期とその手続期間については、次のとおりとする。

再入学を希望する学期	手続期間
前期	2月1日～2月末日
後期	8月1日～8月31日

4 再入学を許可された者は、所定の期日までに入学金と学生納付金を納入し、入学手続書類を学部長に提出しなければならない。所定の期日までに入学手続を行わない場合は、再入学を取り消す。なお、入学金の額は離籍前に入学した年度の入学金と同額とする。

#### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て行うものとする。

附則 省略